

兵庫・宮内黒田遺跡（第二号）

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町宮内字広田
- 2 調査期間 一九九八年(平10)七月～一〇月
- 3 発掘機関 出石町教育委員会
- 4 調査担当者 小寺 誠
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 弥生時代～近世
- 7 木簡の釈文・内容

当該本簡は本誌第二号に報告されたが、保存処理後、調査担当者小寺と富山大学鈴木で観察を行なった。その結果判明したのは以下の二点である。

裏面の双行の右行の旧釈文「此矣□」が、「贅□」^{〔値カ〕}と読めること。
□は、「値」の第十画の縦線を略し横線を延ばす書体に近い。

「直受鳥取マ衣女」の左側に画指が存在すること。画指は人名の横から側面に切込みを伴う墨点三つと、指の方向を示す「末」（天地逆）である。

表面は本貫地・戸主・戸口などの記載がみられ、裏面には田の面積と午年の直稲、年紀が記される。天平勝宝四年（七五二）は辰年で、午年は天平一四年（七四二）、天平勝宝六年にあたる。四〇代の直稲八束ということは獲稲の五分の一にあたり、田令公田条古記の地子率に一致し、賃租関係と推定される。忍海部馬男が知を務める機関が発した、午年分の直稲を「〔値力〕賃^〇得人」（賃権者の意か）である神部広島に授与せよとの命令、その対処とみられる追筆の鳥取部氏の人名と領収確認の画指、「若」以下の但し書きが記される。穿孔があるから、この木簡は証書として支出者側に保管されたらしい。賃租関係の画指は袴狭遺跡からも出土している（本誌第三号四四・木簡学会編『日本古代木簡集成』三五四号木簡）。

(小寺 誠・鈴木景二〈富山大学〉)

(1) 一。里鳥戸田部
〔額力〕
女可
〔堪力〕

午年分直稻八束度与貲^{〔値力〕}得人

同里神マ廣嶋

『若田□者衣女分進上入□』
〔給力〕

天平勝宝四年十月九日

「鳥取マ〇万呂」
「知忍海マ馬男」
「鳥取マ公手」

「鳥取マ公手 直受鳥取マ衣女」